

本渡市東浜町 11 番 12 号
横山不動産有限会社

熊本県公告第 248 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営鞍岳東部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）計画を変更したので、同条第 6 項で準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 15 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鞍岳東部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 15 年 4 月 10 日から平成 15 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
旭志村役場

熊本県公告第 249 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営東門寺地区土地改良事業（農業地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 15 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営東門寺地区土地改良事業（農業地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 15 年 4 月 10 日から平成 15 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第 250 号

菊池市菊池市土地改良区理事長福村三男から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成 15 年 3 月 31 日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後 15 日以内に申し出られたい。

平成 15 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 15 年 4 月 10 日から平成 15 年 5 月 9 日まで
- 2 縦覧場所
菊池市役所
菊池市土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
菊池 15 地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
変更後の菊池市土地改良区定款の写し

熊本県公告第 251 号

菊池市菊池市土地改良区理事長福村三男から平成 14 年 11 月 15 日付けで申請の定款変更については、平成 15 年 3 月 31 日付けで認可した。

平成 15 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 252 号

球磨郡錦町大字西 813 番地 1 尾方幸治外 11 名から申請のあった土地改良区の合併認可については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 72 条第 2 項の規定により平成 15 年 4 月 1 日付けで認可した。

なお、合併により設立する土地改良区及び合併により解散する土地改良区は、次のとお